

社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会 役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する費用弁償について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員会委員

(会議等に対する費用弁償)

第3条 前条に規定する役員等に対しては、理事会、評議員会、各種の監査または各種委員会（以下「会議等」という。）への出席に係る費用は弁償しない。

(出張に対する費用弁償)

第4条 役員等が会務のために出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その際は、次に掲げるもののほか、職員の例による。

- (1) 鉄道賃 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合は、特別車両料金
- (2) 船 賃 次に定める額
 - ア 旅客運賃の等級を区分する船舶を運行する航路における旅行の場合は、上級の額
 - イ 特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合は、特別船室料金
- (3) 日 当 東京都に存する島嶼の区域及び東京都外への旅行で片道250キロメートル以上のものについて別表1に定める額
- (4) 宿泊料 別表1に定める額

3 前項第1号に掲げる特別車両料金及び同項第2号イに掲げる特別船室料金は、特別車両料金を徴する客車及び特別船室料金を徴する船舶を利用することに特別の事情があると認められる場合に限り支給する。

(支給方法)

第5条 当該費用弁償は、原則として現金で支給する。ただし、役員等が希望するときは、役員等が指定する金融機関口座への振込によって支給することができるものとする。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月26日から施行する。

別表1 役員等の日当及び宿泊料

役 職	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
役員等	2,000円	14,000円